

議事日程(第4号)

令和3年6月22日 午前9時00分開議

日程第1 議案第31号 令和3年度うきは市一般会計補正予算(第2号)

日程第2 議案第34号 うきは市道路線の認定について

日程第3 請願の取下げについて

日程第4 陳情第1号 議員定数に関する陳情書

日程第5 追加議案上程 議案第36号 1件

日程第6 市長の提案理由説明

日程第7 議案第36号 令和3年度うきは市一般会計補正予算(第3号)

日程第8 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

(1) 6次産業化研究開発・事業化支援センターの取り組みに関する調査

(2) 自然環境及び生物に関する実態調査

(3) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) うきはアリーナに関する調査

(2) 所管事務調査

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第31号 令和3年度うきは市一般会計補正予算(第2号)

日程第2 議案第34号 うきは市道路線の認定について

日程第3 請願の取下げについて

日程第4 陳情第1号 議員定数に関する陳情書

日程第5 追加議案上程 議案第36号 1件

日程第6 市長の提案理由説明

日程第7 議案第36号 令和3年度うきは市一般会計補正予算(第3号)

日程第8 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

(1) 6次産業化研究開発・事業化支援センターの取り組みに関する調査

(2) 自然環境及び生物に関する実態調査

(3) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) うきはアリーナに関する調査

(2) 所管事務調査

出席議員 (13名)

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鱧水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長			吉松 浩君
監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君		
税務課長兼徴収対策室長			大石 恵二君

市民生活課長兼人権・同和对策室長	石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君
福祉事務所長	浦 聖子君
住環境建設課長	村岡 薫君
都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	瀧内 宏治君
うきはブランド推進課長	樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	石井 太君
学校教育課長	井上 理恵君
生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君
財政係長	竹上 欣宏君
社会教育係長	家永 順子君

午前9時00分開議

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案第31号

○議長（中野 義信君） 日程第1、議案第31号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。ただいま議題となりました、議案第31号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第2号）の所管に関する事項については、総務産業常任委員会に付託されましたので、審査の経過と結果を報告します。

当委員会では、中野市長公室長をはじめ、所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容を精査し、歳出に当たっては、具体的な執行計画及び費用対効果について詳細にわたり審査を行いました。主な部分のみ報告をいたします。

2款1項8目企画費は、令和3年4月1日に旧浮羽町が過疎地域の指定を受けたことに伴う事務経費の計上です。過疎対策事業債を活用するためには、市町村計画を策定する必要があります。今後5年間の具体的な事業計画について各所管に調査を依頼しているところで、その取りまとめ後、県との協議を経て計画を策定する予定とのことです。過疎債の充当率は100%で、元利償還の70%が普通交付税で措置されます。可能な限り、過疎債を活用していきたいとの説明でした。

2款1項14目地域コミュニティ推進費、宝くじ助成金の交付決定がなされたことにより、増額補正をするものであります。備品購入費の増額は、福富地区自治協議会管内の行政区公民館に座卓テーブル、座卓用イス、空気清浄機等の備品を購入するものです。コミュニティ助成事業費補助金については、東小江公民館建て替えに係る補助金を増額するものです。総事業費は約2,600万円ですが、補助率は5分の3以内で、補助上限が1,500万円となっているため、上限額を計上しているものです。

7款商工費、地域商業機能複合化推進事業費補助金6,000万円の予算計上です。本会議で要求があっておりました8,000万円の事業費内訳について、委員会で資料提出を受け、確認を行いました。資料は全議員に配付されておりますので、御確認ください。

事業概要は、吉井町の大型空き家である橋詰邸において、レストラン事業や分散型ホテルフロント機能を整備し、多様な事業者が連携して地域活性化を図るという取組であります。ハード整備に対して補助金を交付するもので、補助金の負担割合は国4,000万円、県1,000万円、うきは市が1,000万円です。残り2,000万円は、事業者負担となっております。現在、宿泊業を展開している碓井家や堀江家の鍵を貸すフロント機能をはじめ、事業者としては、筑後吉井エリア全体を盛り上げたい、他の宿泊業者とも協働できる仕組みをつくりたいという意向があるとのこと。また、商工会とも連携し、地元飲食業者も一体となった事業戦略を進めたいとの説明でありました。

同じく7款商工費、温泉・宿泊施設活性化事業委託料の財源である宿泊税交付金について、算定方法が変わったとの説明が本会議でありましたので、変更点について委員会で確認しました。宿泊税の納付実績を基に交付される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、公平性に欠けるということで、令和元年度の観光庁「宿泊旅行統計調査」の実績に基づき交付されるということです。当初予算より県の内示額が拡大されたので、この交付金を十分活用し、温泉旅館組合と協議しながら、県内の修学旅行生の受入れ先としてPR事業を展開していくとのこと。

次に、9款消防費は、県消防操法大会の中止に伴い、関連予算を減額するものであります。予算の減額について異論はありませんでしたが、消防団員確保の件について議論となりました。消防団員の処遇改善を推進するため、令和3年4月に国から通知が発出されています。うきは市の対応について確認すると、出動手当の増額や手当については、消防団ではなく団員個人に対して直接支給すること等について、12月定例会に条例改正を提案予定との回答でした。

以上、主な部分の報告でございます。慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。報告を終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 1ページの最初の2款1項8目企画費の中で、過疎対策事業債を活用するためには、市町村計画を策定する必要がありますと。これは当初予算のときに企画財政課長が話しておりました。これは早急に計画をつくらないかんというような内容でございましたが、ここには、各所管に調査を依頼しているところで、その取りまとめた後、県との協議を経て計画を策定する。この県との協議を経て計画を策定する、これはいつ頃策定される予定なのか。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） いつ頃ということはなかったと思いますが、早めということでしたと記憶していますが。よろしいですか。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず1点目が、7款の商工費の地域商業機能複合化推進事業費補助金ですが、2ページのほうにいろいろな取組をし、フロント機能をということですが、この筑後吉井エリア全体を盛り上げたいということは、この事業者のほうから、具体的な提案がこれ以外にもあったのでしょうか。

それから2点目が、同じく7款の商工費の温泉の部分ですが、宿泊地への納付実績と、その令和元年度の観光庁の宿泊旅行統計調査の実績の違いはどのようなものであったのか。後のほうの観光庁の実績のほうが、内示額が多かったからということではありますが、その違いについてお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 1点目は、フロント事業ということで、ほかの宿泊施設辺りの受付もして、そこで何といふかな、振り分けていくということかな。それで、吉井町域全体の宿泊業者も巻き込んでいろいろな取組をしたいということです。まだ具体的にどういふことをするというは、さっき、今言いました旅館業のフロント事業ということだけの説明だったと思います、詳しい説明は。

2点目のこれは、はっきりした数字は私、記憶ないんですけど、コロナの影響で物すごく宿泊客が減ったとを基にしたら不公平ということで、それまで以前、調査しとった、それを基にしてやるということです。だからもう、金額が増えたということだったと思いますが。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました、議案第31号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第2号）につきましては、当委員会の所管に関する部分が付託されていました。慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過を簡潔に報告いたします。

審査には関係部署の課長、係長に出席を求め、詳しく説明を受けました。

まず、3款2項児童福祉費については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことにより、生活が困窮する低所得の子育て世帯への支援として、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。対象は、令和3年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯及び令和3年1月以降に家計が急変した子育て世帯で、支援内容は、18歳以下の児童1人当たり一律5万円を給付することになっており、実施に係る費用は全額国庫負担となります。

委員からは、家計急変者について、申請した後に収入が増えたら返還する必要があるのかとの質疑がありました。執行部からは、家計が急変した一番収入が少ない月で申請した後に収入が増えたとしても、返還の対象とならないと確認しているとの回答でした。

本会議でも質疑がありました、申請が必要な方についてどう周知を図るか質疑があり、課税、非課税については課税通知書で判断してもらい、周知は広報うきは7月1日号、ホームページ、うきは市LINE公式アカウントで図りたいとの回答でした。また、申請が必要な方を特定し、個別に通知できないかの質疑があり、特定できておらず、個人情報もあり、個別通知は難しいとのことでした。委員会として、個人情報もあり難しいと思うが、通知内容を検討して、申請の必要な方への申請漏れがないように何らかの形で通知をしてもらいたいとの要望を行い、執行部から検討したいとの回答がありました。

次に、11款3項文教施設災害復旧費については、令和2年7月豪雨災害により被災した妹川地区運動広場を本復旧するものです。国の激甚災害指定を受け、財源に災害復旧費補助金及び災害復旧事業債を予定されています。

審査に先立ち、まず現地視察を実施し、担当より詳細な説明を受けました。

本会議でも質疑のありました被害の原因及び今後、雨が降っても被害が出ないように工事できないかと質疑があり、執行部からは、一番の原因について、1時間の雨量の多さによるものと考えている。工事について、理想は全て擁壁をコンクリートブロック積みにすると思うが、今回の激甚災害指定で認められるのは被災箇所のみで、それ以外が補助対象外となるため、現状の擁壁部分が残るとの回答でした。委員からは、また雨が降れば被害が出るのではないかと、全て整

備した場合の積算をしてはどうかとの意見が出されました。執行部からは、今回の工事以外の残りの部分について積算を行いたいとの回答でした。

また、本会議で指摘がありました土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について、当広場はどちらに該当するか確認があり、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に該当するとの回答でした。

過去に同様の被害と工事を繰り返しており、利用者も減っているのではないかと、当広場について将来どのように考えているかの質疑がありました。妹川地区自治協議会との協議では、残してほしいとの意見が強く、現在もドクターヘリを含めて利用しており、遊休地利活用チームと協議したいとのことでした。

委員会として、当広場の整備、藤波ダム公園や他の広場等の活用を含め、今後について妹川地区全体として、地元と十分に協議して対応を考えてほしいと要望し、執行部から、今後の方向性について地元とも協議して考えなければいけないと思っているとの回答でした。

以上、各項目について慎重審査の結果、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告します。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第34号

○議長（中野 義信君） 日程第2、議案第34号うきは市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、総務産業常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、総務産業

常任委員長の報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。ただいま議題となりました、議案第34号うきは市道路線の認定について、審査の経過と結果を報告します。

今回の市道認定は、浮羽町浮羽の小坪・日の出線です。7区画の宅地開発に伴う新設の道路認定であります。延長は64メートル、幅員は5メートルです。現地調査を実施した上で、委員からは消防水利について指摘がありました。3,000平方メートル未満の開発行為であれば消防水利の設置義務はありませんが、このようなミニ開発が進むと、消防水利のない危険地帯となることが懸念されます。都市計画の観点から規制できないものか、また、上水道が整備されていない自治体の消防水利についての調査をしてほしいとの意見、要望が出されました。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で終わります。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 請願の取下げについて

○議長（中野 義信君） 日程第3、請願の取下げについてを議題とします。

令和3年第3回定例会において上程されました、令和3年請願第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請については、厚生文教常任委員会に付託されていましたが、お手元に配付のとおり、6月16日付で請願者より取下げ願いが提出されました。会議の議題となりました請願の取下げにつきましては、会議規則第85条の規定により、会議の承認を得なければなりません。

お諮りします。令和3年請願第1号について、請願者の申出のとおり、取下げを承認することに御異議ありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっとこの件について、お尋ねをしたいと思います。

これは竹永議員から提出された、結果として取下げは私もやむないと思うんですけど、今までこの教育問題について、現状のコロナ禍にもありながらの教職員の不足の問題、新学習要領に基づく、アクティブラーニング、それからデジタル化ですね。それから英語教育等々、非常に現場というのは大変だろうというふうに思っております。

それから、もう例年のごとく全国から出てきていると思いますが、小泉政権下の三位一体改革で財源を3分の1に下げられて2分の1に戻すということについては、これはやっぱり主張していくべきだと思うんですよ。ただ、なぜ今回、その点は残しながら、今回文科省が35人学級に方針を、要望に応え、完璧じゃありませんけども、そういうものは今、これだけ改善したなら、またそれを追い打ちをかけるということはないから、この部分だけ削除して出してもいいんじゃないかと思うんですけども、全てこれを取り下げたという趣旨を竹永議員から聞きたいと思うんですが、いかがでございましょうか。もう、採決のみでございましょうか。

○議長（中野 義信君） ほかに意見はありませんか。竹永議員にということでございますけれども、一応取下げということになっておりますので、異議なしということでの処理をしたいと思います。よろしゅうございましょうか。（発言する者あり）はい。（発言する者あり）12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 取下げの理由は、前回きちんと提出者が述べたでしょうが。その中でも、きちんと理由の説明がありまして、また9月に再提出をしますと、こういったことも述べてありますので、もう、ここは説明の必要はないと思います。

○議長（中野 義信君） 今言いますように、全員協議会のほうで、もう竹永議員からも話があったから、一応……。 （発言する者あり）いや、もう全員協議会の中で話をしておりますからね、もう、それでほかの人が異議がなければですね、それで異議なしということで。したがって、令和3年請願第1号の取下げについては、承認するというところでよろしいですかね。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 一応請願理由に一部不十分な点があったためとだけしか、これは全協で聞きました。本議会では、この一部不十分な点をきちっと説明した上で、しなければならぬと私は思いますが、いかがでしょうか。議員は承知しておろうと思っておりますけど、この一部不十分な点というのは、ちゃんと議事録に残すべきだろうと思っておりますが、その点はいかがですか。

○議長（中野 義信君） 今、そういった意見が出ておりますが、ほかの人、どんなでしょうか。

全員協議会のほうでみんなでお話をしておりますからね。全員協議会の中で、紹介議員であります竹永議員から説明がっておりますので、このことにつきましては、皆さん方、理解をしていただいておりますというふうに思いますので、この件につきましては、ほかになければ採決をさせていただきますが。承認をさせていただきますけれども。取下げにつきましては、承認することによってございませぬ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） したがって、令和3年請願第1号の取下げについては承認することに決しました。

日程第4. 陳情第1号

○議長（中野 義信君） 日程第4、陳情第1号議員定数に関する陳情書は、議会運営委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、議会運営委員長の報告を求めます。12番、櫛川議会運営委員長。

○議会運営委員長（櫛川 正男君） ただいま議題となりました、陳情第1号議員定数に関する陳情書について、審査の経過と結果を御報告します。

陳情の審査につきましては、市民と議会、相互の結びつきが重要であることから、うきは市議会基本条例第6条第3項の規定に基づき、陳情者からの説明を受けて行いました。

陳情者の説明においては、主眼は、議員定数に関する検討会議を早急に開催することであり、その会議の中で、議員定数の削減、女性議員確保のための方策を検討すること、そして、その検討に当たっては、第三者委員会を設けて審議を進めてほしいというものでありました。説明を受けた後、各委員から陳情者に対し、理解が及ばなかった部分や疑問点について質疑を行いました。

議員定数に関しては、令和2年度以降に検討するようにしているが、検討されていないとの陳情者の主張がありましたが、この件に関しては、市議会としては、議会運営委員会の中で協議を重ね、改選後に改めて協議をすとの結論に達し、その旨を全員協議会で報告したことを申し伝えましたところです。

議員定数の問題は市政に及ぼす影響も大きく、我々議員一人一人が、自らの経験や議員活動で得た知見をもとに、主体的に考えていくべき問題であります。このような観点から、議会運営委員会と全員協議会の中で議論した経緯もあり、次期議員で協議をするという結論を得ているというのが本委員会の認識であります。

一方で、女性議員の確保については、男女共同参画を推進していく上で、市議会として何らかの取組が求められてくるのではないかという意見がありました。事実、うきは市議会の女性議員数も改選ごとに減少しており、今後、向き合っていくべき重要な課題であります。

以上のような審査を経て、委員の意見も多岐にわたりましたので、挙手による採決を行いました。採決の結果、採択が1名、女性が議会へ参加しやすくなるような検討を進めていくという意味で、要旨2番の女性議員確保のための特別措置についてのみ採択の一部採択が3名、不採択が1名となりました。一部採択が議決権を有する委員の過半数を超えましたので、本委員会の結論として、陳情第1号議員定数に関する陳情書については、一部採択とすることに決しましたことをここに御報告申し上げます。

以上。

○議長（中野 義信君） 以上で報告が終わりました。

質疑はありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねします。

陳情の中身の要旨については3点ということですが、そのほかに理由がずらっと書かれてた経過があったと思うんですね。その内容について委員会として検証されたかどうか、ちょっと確認だけお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 櫛川議会運営委員長。

○議会運営委員長（櫛川 正男君） ずっと2ページ、3ページにわたって書かれておりましたけれども、その一つ一つは取り上げておりません。ただ、もう、それは委員の皆様がそのことも十分把握した上で議論したということでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。

3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 3番、野鶴です。

私は今回の陳情に対しましては、採択という立場で、一部採択には反対という形で意見を述べさせてもらいたいと思います。

先ほど委員長の報告にもありましたように、今回の陳情書の一番の趣旨というのは、議員定数に関する検討会議を早急に設置して、議員定数や女性議員の確保に関する議会の考え方を示してほしいということであるというふうに私は思っております。

皆さん、御承知のとおり、議員の定数について協議すべきではないかということは再三、私のほうは去年の秋以降、議会改革特別委員会を設置してほしいということで要望してきました。先ほど報告にもありましたように、残念ながら議会改革特別委員会の設置につきましては、6人の

議員の要望があったにも関わらず、最終的には見送りという形になっております。しかしながら、今回は議会からの提案ではなくて、市民の皆さんからの陳情書という形で要望がなされているというふうに私は思っております。全員協議会の中でも言ってきておりますが、議員定数を削減することを前提として協議するとかではなくて、議員定数を現状でいくのか、それとも削減するのかという市民の声に対して、今の議員定数が妥当な人数なのか、もっと減らすべきなのか。これらのことをきちんと調査して明確に回答することが、私たちが市民に対して行う説明責任ではないかというふうには思っております。

陳情書の内容には、先ほど言いましたように①から③まであります。私自身も、この内容に賛同しているわけではありません。だからこそ検討委員会なるものをきちんと設置して、そこで調査を行って、今の議員皆さんの考え方を整理して、次の市議会議員選挙に臨むべきではないかというふうに考えております。以前から言っておりますように、大分県佐伯市、こちらのほうにおいては、議員定数に関する特別委員会が設置され、検討がなされております。全協の中で、私はそのことも話してきました。佐伯市においては、24ページに及ぶ報告書が提出されております。それがホームページにも載っております。結果としては、佐伯市においては現状維持という結果が出ておりますけど、これだけきちんとした調査と報告を行えば、結果はどうであれ、市民の皆さんに対して一定納得のいく回答ができるんじゃないかというふうに思っております。

しかしながら、今うちはそれをやろうとしておりません。議員の定数に関する協議をしないままに女性議員をどうするかだけを協議しても、あまり意味のないものではないかなというふうに私は思っております。そういった観点から、やっぱりこの①から③、これを切り離して論議するというのはいかなものかなという気がしますので、一部採択には反対すると。これについては、採択という立場で意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、賛成討論を許します。7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） これは、全員協議会で今言われたように市民から1人減っているので減らしていいか。12名でいいのではないかという意見が出たので報告をせんといかんから、特別委員会を開いてもらえないかという案が最初に出ました。そこで、私は4年前、三園議員、江藤議員が委員長、副委員長のときに3万人前後の人口のところを調べて、話し合いを行いました。結果を報告しました。1人の議員に対して、2,000人弱だったと思います。だから、まだ2万九千何ぼおるでしょう。でも、住民基本台帳では2万8,800人かな。だからまだ2,000人も切っていないから、いいんじゃないかと、そういう経過があったということも報告しました。

その後、全協で2か月にわたり1時間ずつ、いろいろ出ておりました。まとまらないので、そ

の中で議員の中から、結論が出ないので議会運営委員会に付託したらどうかということで結論が出ました。そこで議会運営委員会で話し合い、採決をしたらいかんと。ある程度、納得をして話そうということで、新しい今度、議員に委ねようと。次期の選挙の後の新しい議員で決めてもらおうという結論が出ましたので、その次の全協で委員長が報告をいたしました。その後、2人の議員から意見が出まして、委員長の説明で納得してもらったと思っておりますので、陳情者にもそういう趣旨を報告し、これは一応新しい議員できるように結論が出ておりますので、女性候補の問題は難しいけど、話していくことが大事だろうということで結論に至っておりますので、全然話し合いをしてないわけではありませんので、これをどうこう言うなら、議会運営委員会にもう、必要性がおかしくなるのかなと私は考えておりますので、これは賛成をいたします。

○議長（中野 義信君） ここで反対討論を許します。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 委員会の一部採択ということでありまして、反対する立場から討論させていただきます。

今回の請願そのものは、要点が3点ありましたが、削減が前提となる陳情であります。そういうふうに理解しております。具体的な説明の中でも、8項目ありましたが、そのうちの4項目は削減に関する項目として書かれております。先ほど私が委員会での質疑の質問をさせていただいたときに、その検証をしたかということをお伺いしましたが、その辺のところでは非常に不十分だというふうに思っています。

先ほど2番議員がおっしゃったように、定数問題については一定の、令和2年度以降に協議するということが報告されているわけですが、市民の理解を得るためにも、本来であれば、現議員のところでは論点整理をして、協議を実施すべきだったというふうに私も考えております。

そういう意味では、議員定数を削減するという大きな要旨については、やはり議会の地方自治の在り方について、二代表制として、民主的な機能を有する議会というふうなうたわてますけれども、議員が市民から選ばれて、その審査を行っているわけでありまして、それをチェックする機能及び住民福祉の向上という視点から質疑をしているわけですので、これを削減するというのは、やはり相当な理由がないと難しいというふうに思っております。

今回、一部採択ということですが、女性議員確保のための特別措置というふうなことでありますけれども、これについては、書かれている内容が十分じゃないので、本来委員会でもっと議論してほしかったというふうに思いますけれども、具体的に男女共同参画社会基本法の改正がありましたけれども、実際に地方議会がクオーター制を導入できるものではない。無所属議員がたくさんおって、機械的に当てはめられればそれでいいということではない。公職選挙法との関係の調整もありますので、単独で議会としてやることは、非常に実現が難しいだろうというふうに思っています。そういうことも含めて、今回の陳情の内容、具体的に検証してほしかったというふ

うに思っています。

いずれにしても、地方自治をきちんと確保していくという観点から、議員定数の削減、陳情ではやはり機械的な、人口が減少しているから削減しろという機械的な提案になっておりますので、それには基本的には反対していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、賛成討論を許します。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今回、全員協議会のほうで付託を受けたということで、今、5番議員のほうから、十分に裏のページの論議はしたのかと。十分に自分なりに自己分析をしてやったところがございます。

今回、この陳情書というのは、審議をしてくださいということで出されているんですけど、具体的に議員削減の説明だけ、女性確保はクォーター制だけという具体的にそちらのほうで説明がなされたもので、この陳情書と、審議してくださいと、その内容が一致しないということで、これにありましては十分論議してきました。

私としては、はっきり申し上げますけど、議員削減は反対でございます。この人数で、皆様方と一緒に対峙じゃないけど、検討しながら市政を進めていかなければならない。これ以上上げると、個人で見られる分野がもう、本当市民の意見を聞くまで行けない状態になっているのが現状だろうと個人的には思っております。当然、執行部の皆様も御承知のとおり、複雑、多様化する行政の事務、これをきっちと監視する議会側という、これ以上削減すると、非常に厳しいものが出てくるのではないかと。

ならどうすればいいかということで、いろいろ考えていますけど、今回の陳情書にありましては、そこが審議すると説明があまりにもギャップが大きかったので、私のほうは反対というか、一部採択で、女性確保にありましては、先ほどクォーター制がありましたけど、いろいろな観点から女性の意見を吸い上げる議会をつくり上げたいということで、一部採択をしたところがございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 次に、反対討論を許します。6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） ただいま議員定数に関する陳情書の内容につき、これ、6月16日かな。議会運営委員会での報告を受けましたが、非常に長い時間での論議、そもそもこの②だけの一部採択になったのが、ちょっと疑問でなりません。

少し長くなりますがね、全協でも申しましたが、平成30年7月より令和2年5月において、議会改革特別委員会での議会基本条例の検証、今後、議会運営委員会において、継続協議として検証を行う決定事項となっております。改めて議長名で3月3日、協議事項提案書の提出を全

議員に指示がありました。しかし、今の報告で全員協議会報告にしたと言われていますが、議会運営委員会は、議長が判断に迷い、委員長に諮問、さらに答申に対し異議を述べた委員の報告も遮られました。委員会での表決は全会一致での決着がついており、議会改革特別委員会の設置の必要はないと、けんもほろろに前代未聞の回答が出ました。このような結果をお聞きしまして、改めて、かわせみホールの動議、消防団問題の記憶にない保身に走ったなど、再び思い浮かべる立場となりました。

前回の議会改革特別委員会での決定事項、一部の委員の中で来年の次期議員での検証課題となっていることですがね、ただ、たまたま今回の陳情と重なる点があります。そこで、12番議員。あなたたちの下、議会によって制定されたうきは市議会基本条例第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第22条、第26条、特に第2条、第22条、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くす。また、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、市民の発展、市民の疑惑など、市民の負託に応えることとなっており——あなたが頼っているタブレットを確認されたでしょうかね。委員長は人を批判する状況ではなく、議長歴4年にも関わらず、退任後、5期目の先輩としてはリーダーシップ的認識を疑います。よって、付することはできません。

この陳情は、議員定数に関する陳情書であり、3月3日まで提出の協議事項提案にも同様な文面もあります。その時点で7名が同調しております。また、委員長、あなた財政的支出健全化につき、市長に指摘を行っております。

このような中、②のみだけの審議、納得がいきません。①と②の審議をすれば、③の項目は省かれると思います。定数削減だけにとらわれず、いいですかね、この陳情書は、これからの審議であり、可否、賛否、この二の次であり、市民に対する責任を果たすために議会としての審議、当然責務があり、今回の議会定数に関する陳情書は、議員にとって全ての項目を注視し、特に①、②の項目はしっかりと審議する内容としていただきたい。これで反対討論の議論とします。

○議長（中野 義信君） 次に、賛成討論を許します。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 陳情書の一部採択に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

既に5人の方が述べられましたけれど、再度、本年度ないし昨年度の分について調べてまいりました。一番多分古いのは、昨年6月議会だよりの中で、議会改革特別委員会の主な協議項目として、11番に議員定数についてというのがありました。ただ、その後の主な決定事項につきましては、この議員定数についての話合いがありませんでしたので、若干たなごらしの状況にあったのではないかというふうに反省をしているところです。

そして、本年2月5日の全協で協議題2番、議会改革特別委員会を設置するか否かの話が出た

わけですけれども、若干時間がかかりましたので、論議を尽くしましたが、結論に至りませんでしたので、要するに議運に任せるということになりましたので、2月24日の議運で話し合いを行いました。そのときに実は大事なものを忘れておりました。といいますのは、全国市議会議長会の標準規則が変わりましたよという部分での資料がありまして、このことが協議題になっていたわけですけれども、これも大変申し訳ないんですけど、今回提案されるまでたなごらしの状況であったと思っています。市議会議員規則の分で言いますと、女性の妊娠から出産、育児、子育て、また女性だけではありませんが、介護までの部分についての改正案が出ておりましたけれども、この検討が先ほど言いましたように、今回指摘されるまではたなごらしになっていたと反省をしているところであります。

その後、2月25日に全協を行いました、前日の議運での結果を報告し、そのときに3名の方が、修正といいますか、提案をされました。これを受けて、先ほどお話しにありましたように、3月3日までに全議員に対して意見を提出してほしいということでありましたけれども、先ほどありましたように、3月9日の議運の中では6名分の提案しかありませんでしたので、一名一名、それぞれの考え、協議項目が定数、女性参画、政務調査費等々の話し合いを行ったところであります。それをもとに3月10日の全協のほうで議会改革特別委員会の報告がありました。残念だったのは、6名しか提出がなかったもので、特別委員会の設置はできないということで、それに対してもいろいろ意見がありましたけれども、そのような形になってきたのではないかというふうに思っています。今後の問題については、全協で協議したらどうかという提案に対して、全協で提案していくということでありました。

続きまして、陳情者の説明が16日の朝、ありましたので、私のほうから8点到って質問をいたしました。

1点目は定数削減についてですが、1つは、地方自治法第91条市町村の議員の定数についてお尋ねいたしました。これは上限、上の数を制限しているわけですが、その5番目に人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村については26人ということでしたので、それをお知らせしたところです。

問いの2としては、14名での市政のチェック機能の件ですけども、現状行っていて、大変難しい状況があります。市のサービスが増えれば増えるほど、その一つ一つをチェックしなければなりませんけれども、市のサービスが増えるのに反して、議員定数が減ってきたというのは、いかなるものだろうかということでありました。

3番は同じようなことですが、先ほど開会直後に各常任委員会からの話がありましたけれども、非常に広範囲になりまして、その論議、審議が十分に行われなくなる可能性があるのではないかという質問です。

それから問い4として、議会改革のいろんな本とか、あるいは書籍を見ますと、行政改革と議員定数の削減とは、あまり関係ないのではないかという質問を行いました。

続きまして、問い5として、先ほど5番議員も言われました、うきは市独自でクォーター制を導入した場合、法的な問題をどのように考えてあるのか。これが全然問題なければ、討議の議題になると思いますけど、これはやはり国段階の法律の問題もありますので、課題が残っているのではないかというところです。

それから、問い6につきましては、議員削減が議員の質を高めるということでありましたけれども、そういうふうにならないのではないか。議員の質とは一体何なのかということの質問をしたところです。

それから、3番目につきましては、第三者委員会について、外部の委員を入れてほしいということがありましたので、その点については、議会が二元代表制であり、問いの8とも関係しますが、議会の独立性があるので、どのように考えているかの質問を行ったところであります。これに対して、真摯な答弁をいただきまして、その後、先ほど言いました議会運営委員会に委ねたところです。

5番議員が言われました、2枚目の8項目についても、直接これについてということはありませんでしたけど、今、るる述べたように、8項目について、大体網羅するような質疑がなされたのではないかなというふうに思っております。

したがいまして、結論として、あくまでもこの陳情書の文章として、①定数削減について（できれば12名が望ましい）につきましては、先ほど述べた理由から賛成しかねる。②女性議員の確保のための、特別措置については、先ほど述べましたように、うきは市の現状を考えますと、当然取り組まなければいけない課題、それから状況にあるということで賛成をいたしました。（発言する者あり）ということで、今回の一部採択に賛成するところであります。

以上です。

○議長（中野 義信君） 次に、反対討論を許します。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 皆さんからいろいろ発言がございましたので、簡潔にいきいたいと思っております。

そもそもこの定数の改正について、野鶴議員からありましたとおりに、内輪の話とは別に市民から来たということ、まずはっきり区別せにやいかんということが、ごっちゃになってるのが。私も議員ですから、次の選挙を考えると、定数は今までのほうがいいですよ。けども、この人口減少、諸般の全国的に議員に成り手がいない、いろんな問題を国全体が抱えています。ですから、そういうことも含んで、それからジェンダー平等の女性のことも含めて、議論はすべきだというのが私の考え。決して減らさんほうがいいですよ。私は減らせとかどうとか言ってい

ません。そういうことで、やはり自分の危機感を覚えるから、こういう議論になるのかなという、本音の部分が見え隠れしております。

それで、私から2点申し上げたいと思うんですけども、この議員定数の検討等については、鍾水議員からもありました。今年の2月から6人と言われましたが、提出を踏まえて、議員の身分及び議会制度等の根幹をなす重要な改革案件として、これは全員で議論すべきと、全協で再三私は申し上げてきました。結果としては、議会改革は今の議会では検討しないということが委員長からの報告でもございました。

そこで2つ、私、基本的なことについて述べたいと思います。その1つは、議会運営の秩序、いわゆる議会の理念についてであります。3年前に発足した議会改革特別委員会、現中野議長が委員長でございました。この議論は2年間に及んで、迷走に迷走を重ねました。審議の結果は、去年の6月議会に13項目の結果が報告されました。これは全員持ってますね。議事録にも明確に載ってます。これを今の議長は報告されて、全会一致で御承認をいただきました。

この13項目のうち、今なお積み残しになっている主な3項目は、1、今、議題となっておりません議員定数。これは令和2年度以降に協議する、もちろんこの会期内ですよ。だから、この去年の1年間は何もしてない。2番目、将来を担う若者、女性議員の確保対策、協議を継続する。3点目、議会基本条例の見直し検討、議運において継続して協議する。前議長の櫛川委員長です。この3つが示されておりますが、議員から決定事項を履行するように求めてまいりましたが、いまだ放置されたまま、今、この議題になってますけど、その動きには至っておりません。

問題は、議会改革委員長であった現中野議長の責任の下、その結果は全議員が承認した決定事項であって、これをほごにするということは、自分たちで決めた約束を自らが破るという議会人としての矜持、さらには尊厳をも否定する、決してやってはならない行為であります。これは議会基本条例第22条に該当するものと思います。ましてや一連の協議では、決定事項の当事者、中野議長、そして前議長である櫛川議運委員長として、これを履行する義務があるにもかかわらず、これを暗に見過ごした責任は重大だと言わざるを得ません。

次に、2点目は、議会基本条例との関係であります。議会基本条例は、我々議会議員における基本理念でありまして、さらに規範、言わば犯してならぬおきてでもあります。今回、市民から提出された陳情を鑑みるに、議会基本条例第2条、鍾水議員からありました。この基本理念には、議会は市民を代表する市政における最高議決機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする明記されております。さらに第1章第1条、第2章第3条、先ほどあったようなとおりでございます。このことを全議員とも、当然ながら御認識なさっているというふうに思いますが、先ほど委員長の報告では、この議会基本条例の表現さえ、一切ありませんでした。これがもしも議運において指摘する根本的

な議論が行われていないとすれば、何のための委員会なのか。特に委員長、同席した正副議長ともに、委員会全員の能力と責任が問われるというふうに私は思います。

結論です。この条例の規定から、経験上、法律上において、この条例においては、今回の陳情を否定することはできないと考えております。最後にこの一連の事態を鑑みるに、我々議員の代表であり、総責任者である中野議長はもとより、前議長であり議運の櫛川委員長は最も経験の長い議員として、議会基本条例のみならず、関係法令等に基づき、議会を統率、統制する公平、中立かつ公正な議会運営を導く責務がある立場にもかかわらず、お二人は先に指摘した責任において義務を果たそうともせず、法令遵守を監視する議会の任務をも、なぜ基本的かつ慎重な審査を怠ったのかを疑問としておるところでございます。どうぞその上で、議員においては、それぞれの理論と責任において、今後あるべき議会の再構築を図る必要上、慎重な御判断をお願いいたします。

以上が私の見解であります。したがって、これを議論するという前提に、基本条例の本質に立って、これを全て認めると、堂々と認めるということで私の反対討論といたします。

以上。

○議長（中野 義信君） それでは次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 次に、反対討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） これで討論を終わります。

本件は、起立により採決をします。7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 今、賛成反対がごちゃごちゃになっておりますから、どれに対して賛成か反対か、お願いします。

○議長（中野 義信君） それは、いいですか。委員長の報告がありました。委員長の報告は、一部採択するということで、賛成か反対かということでございます。それで、討論は終わりましたので、本件は起立により採決を決めます。今言いましたように、委員長の報告につきましては、一部採択ということでございます。それに、一部採択につきまして、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中野 義信君） 分かりました。ただいま委員長の報告のとおり一部採択につきまして、賛成の議員が6名ということで、あと、反対は6名ということになりますね。可否同数ということになります。（発言する者あり）分かりました。賛成の議員は、今言いますように6名、反対の議員の起立をお願いします。

[反対者起立]

○議長（中野 義信君） ありがとうございます。賛成6名、反対6名ということで可否同数ということであります。したがって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を採決します。本件につきましては、議長は一部採択と採決いたします。（「動議」と呼ぶ者あり）12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 副議長の不信任案を提出いたします。

理由といたしましては、議長、副議長は議会運営委員会に出席してるんですよ。その中で、オブザーバーとして議長、副議長は出席しておりますけれども、この採決に当たって何か助言したかって、何の助言もせずにですよ。そして、議会運営委員会で委員の皆様の採決を諮って、そして、一部採択が過半数を占めたわけなんですね。そうすると、もう議会運営委員長としては、過半数に達しましたので、その一部採択というふうに決めたわけでございます。だから、そのときに何の助言もしないで、本会議になって反対に回るというのはあり得ない。よって、これは議会運営をこけにしているということから、副議長の不信任案を提出いたします。

○議長（中野 義信君） ただいま12番、櫛川議員より副議長の不信任案の動議が出されました。動議として成立するためには、会議規則第16条により、発議者を含めて2人以上の賛成が必要となります。

お諮りします。櫛川議員の発言に賛成する方の起立を求めます。（発言する者あり）これは起立だけということでございますので、櫛川議員に賛成の方の起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（中野 義信君） 座って結構です。所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。したがって、本動議を直ちに議題とします。

お諮りします。本動議のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中野 義信君） ありがとうございます。起立少数ということでございます。したがって、動議については否決することにします。

ここで暫時休憩とします。10時40分より再開します。

午前10時23分休憩

.....
午前10時40分再開

○議長（中野 義信君） 再開します。

日程第5. 追加議案の上程

○議長（中野 義信君） 日程第5、追加議案の上程を行います。議案第36号、1件を上程します。

日程第6. 市長の提案理由の説明

○議長（中野 義信君） 日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。本日、追加提案いたします議案は、予算案件1件でございます。議案第36号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,167万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億908万7,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金8,167万2,000円の増額補正を計上いたしております。歳出は、民生費では生活保護等対策費1,876万円、衛生費では保健衛生費6,291万2,000円の増額補正を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、生活困窮世帯に対する支援策として、支援金を給付するための経費と、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種を国の要請で7月末までに完了するため、その体制確保に要する経費を追加計上するものであります。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。いずれの議案も、市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第7. 議案第36号

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案第36号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） おはようございます。企画財政課、山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております補正予算（第3号）をお開きください。

議案第36号令和3年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度うきは市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,167万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億908万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年6月22日提出。うきは市長高木典雄。以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。私から、人件費の補正について説明させていただきます。

お手元補正予算書の12ページを御覧ください。

一般職につきましては、会計年度任用職員以外の職員につきまして、時間外勤務手当の計上により、職員手当の額が240万円増額となっております。

続きまして13ページ、会計年度任用職員の明細書でございます。10人分で、報酬が540万5,000円の増額、共済費が27万3,000円の増額となっております。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課より款項ごとの説明後の質疑の際にお願いをしたいと思います。

それでは、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） おはようございます。福祉事務所、浦でございます。

10ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費1,876万円の増額です。新型コロナウイルス感染症による影響のため、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付け等が利用できない困窮世帯に対応するため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものです。これにつきましては、6月4日付で交付要綱等の通知が参りましたが、申請期間が7月から8月末までとされておりますことから、追加で補正の提案をさせていただくものです。

このため、会計年度任用職員1名を雇用するための報酬、費用弁償と消耗品費5万円、通信運搬費2万4,000円、扶助費として1,788万円を予定しております。世帯への支給額は、単身世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人以上世帯で10万円でございます。支給世帯の内訳は、総合支援資金の貸付けをしている単身世帯22軒、2人世帯13軒、3人以上世帯36軒の

71軒を予定しております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2点お尋ねいたします。

1つは、今の分は直接とは関係ないのかもしれませんが、生活保護者の増減といたしますか。その辺はどのような状況であるのか。

2点目、今、述べられましたこの制度の周知の方法は、いつどのような方法でなされるのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 生活保護の状況でございます。令和2年3月末で、保護人員が415名でございました。これから1年後の令和3年3月末時点での保護人員が409名となっております。

それから、周知の方法につきましては、貸付世帯というものがあある程度、限定されておりますので、そちらの方に直接御案内を差し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 令和3年末が409名というのは分かりましたが、その後の、本日というわけにはいきませんでしょうけど、5月末まで2か月ほどたっておりますが、そこら辺が分かれば教えていただきたいと思っております。

それから2点目は、確かに今、単身世帯、2人世帯、3人以上ということをつかんである人数でなされているとは思いますが、このコロナ禍の経済、あるいは家計の状況が大変厳しいということをお察すれば、将来という表現はおかしいのかもしれませんが、そのような状況に陥る可能性もあると思っておりますので、もう少し広報すべきだと思っておりますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 保護の実態でございます。5月末時点で、保護人員が404名となっております。

それから広報につきましては、こちらの支給金を給付するものにつきましては、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付けを利用することがまず前提となっておりますので、そちらのほうの周知につきまして、今後させていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 2点、お尋ねします。

うきは市でのこの制度ができて、総合支援の特例措置ということでされてますけれども、現在までの改めて累計の件数と金額が分かったら、お伺いしたいということが1点目です。

それから、対象となる方々が具体的に71軒、これは世帯で見ればいいのか。世帯というふうに考えればいいんだろうと思うんですけど、それぞれの職業というか、いわゆる生活保護まで至らない方たちの職業って、どういうふうな生活困窮世帯だったのかというのをちょっと確認したいと思います。分かれば教えていただきたい。

以上です。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 特例措置の貸付けの金額で人数を確認しておりますので、お知らせします。緊急小口資金等の特例貸付けは、現在102名の利用がされております。内訳としまして、小口資金のみの貸付けが45名、総合貸付けの1回貸付けしたものが76名、2回目の延長をしたものが30名、再貸付けを行ったものが71名、重複していきますので、総数としては154件の貸付けを行っているところでございます。

この支給金を受ける者の職業分類につきましては、ちょっと把握しておりません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 1点だけ確認させてください。

今、話を聞いていまして、この19節扶助費、3つに分類されておりますが、全部で71世帯ですかね。これの増減というのは、ほぼ確定ということでいいですか。それだけ確認させてください。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） こちらの支給金の対象となりますのが、この貸付金を受けている者となっております。貸付金を受けていない方がこちらのほうに来られましても、まず貸付けを受けていただくというような形でしております。多少、その中で増加する可能性はありますけれども、一応現時点での把握している数を計上しております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） おはようございます。保健課の末次でございます。

11ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費、補正額6,291万2,000円をお願いするものでございます。これに

つきましては、全額国庫補助金でございます。

補正の主な目的は、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制を整備し、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種を7月末までに完了するために、集団接種の実施体制や人的体制の確保、予約システムの整備に必要となる経費の追加交付による増額補正によるものでございます。

1節の報酬472万4,000円、3節職員手当等240万円、4節共済費16万8,000円、これにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策室の人的配置に必要な会計年度任用職員、職員の時間外手当、共済費でございます。

10節、消耗品費251万9,000円につきましては、接種に必要な物品費になります。光熱水費30万円は、超低温冷凍庫などの電気料となります。

12節委託料、新型コロナウイルスワクチン接種委託料850万円。これにつきましては、浮羽医師会に委託している集団接種業務の夜間増設、時間延長及び接種看護師を導入し、接種体制の充実を行った分でございます。それから、新型コロナウイルスワクチン接種会場設営業務委託料942万7,000円、これも夜間増設、時間延長、接種体制の拡充に伴うもので、集団接種会場の設営、市民の案内等に係る人材派遣業者、スタッフの増員によるものでございます。それから、新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託料3,387万4,000円、予約システムの管理運用業務、コールセンター並びに集団接種会場における業務支援を行うものでございます。

17節備品購入費100万円、これまで接種業務に必要なパソコンや薬用冷蔵庫等を購入してまいりましたが、今後、急遽必要となったときに購入する医療用具や会場用設備となっております。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 今の説明では、7月末の65歳以上に係る会計年度任用職員の9名分報酬ということでございましたが、この会計年度任用職員の任期はどうなってるのか。

9人ですね。説明では、7月で終わるのかなというような感じがしましたが、それ以降、64歳以下が始まりますからですね、任期を教えてくださいと思います。

それから委託料の中で、一番下の新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託料が3,387万4,000円、この根拠の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 1点目の会計年度任用職員の任期についてでございますけれども、

これは接種体制の整備に必要な会計年度任用職員でございますので、任期につきましては、64歳以下の接種が完了する12月末までの任期となっております。

それから、2点目の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございますけれども、これにつきましては、まず、集団接種の御予約に関しまして、今、大会議室のほうで予約を開始しておりますけれども、その予約システムの予約管理というものをを行うものと、現場のほうで、集団接種会場のほうで、接種が終わった後に接種済と次回予約の関係の会場での事務という、この2つの業務を実施するところが内訳としての業務となります。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 12節の委託料の中に新型コロナウイルスワクチン接種会場設営業務委託料、これ、2か所の接種会場。もうちょっと詳しく説明をお願いします。900万円。国からのあれで賄いますけど、市はあれがない、市からの予算の出はないのですが、個人的には2会場でそんなにかかるのかなと思ってますので、お願いします。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） この新型コロナウイルスワクチン接種会場設営業務委託料につきましては、この内訳としまして、接種会場の設営業務及び接種会場の人員配置につきましても業務の中に、仕様書の中に入っております、設営業務につきましては、設営をするだけでございますけれども、接種会場の誘導、接種者がお見えになったときに受付業務、それから誘導、それから最後に間違いのないように接種済証明を出して、次回予約を取ってお帰りになっていただくという、その一連の流れの人的支援業務というのを、この業務で実施しておりますので、接種会場が2会場、人員配置については、2会場でも1会場でも同じような人員配置になっているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 今の説明で大体分かりましたが、ということはもう、人件費に関わる部分は全部業者がということですね。分かりました。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

1点目は、予防費の3節職員手当等で、時間外手当が240万円組まれておりますが、これはおよそ1人当たりか、トータルでの時間数を算定されてるのかお尋ねいたします。

それから2点目が、1節の報酬の会計年度任用職員、そして12節の委託料で2番目、新型コロナウイルスワクチン接種会場設営業務委託料でスタッフの増員ということをおっしゃいました。そ

して、一番下の新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託料で、予約業務とかシステム管理等言われましたが、この会計年度任用職員とそのスタッフと、その部分が分かりませんので、この会計年度任用職員はどこでの仕事なのか、お願いいたします。

それから3点目が、多分、委託料の2番目と3番目にスタッフということが多分出ていると思いますが、その方たちは、大体日額幾らの賃金を払ってあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） まず、時間外手当につきましては、会計年度任用職員等になりますけれども、コールセンター及び一般事務で、集団接種の予約及び予約後の接種の作業だとか、そういった大会議室のほうで主にやっている業務についての時間外手当になります。——失礼いたしました。時間外手当につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策室に執務しております、再任用職員等の職員についての時間外手当になります。

それから、会計年度任用職員と12節の委託料のスタッフの業務につきましては、会計年度任用職員については、主にコールセンター及び予約だとか全体のスケジュールだとか、そういった大枠を作っていく新型コロナウイルスワクチン接種対策室のほうの業務を実施している職員で、12節の委託料で掲載しておりますのは、主に現場での集団接種会場での業務をしている職員となりますので、会計年度任用職員も現場のほうで手伝ったりもしますが、主な業務としては、会計年度任用職員については、そういったことを実施しているところでございます。

すみません、3点目を聞き漏らしたもので申し訳ございません。（「スタッフの賃金……」と呼ぶ者あり）申し訳ありません。スタッフの賃金については、それぞれの業務委託料のほうで積算がございまして、それぞれ業務によってスタッフの賃金は変わっているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点目の時間外勤務の総時間を教えてくださいということをお願いいたします。

それでは委託料につきまして、2番と3番目のスタッフの増員ということですが、何名なのか。

3点目は、予約業務に当たってあるスタッフの方が何名なのかをお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 時間外勤務手当につきましては、100時間程度を積算しているところでございます。

それから、スタッフについての報酬については、本当に業務ごとに違いますので、それぞれの業務委託料の中の積算の中で決めているところでございます。

人数につきましては、新型コロナワクチン接種会場設営業務委託料に、株式会社オープンルー

パートナーズのほうに委託しているところなんですけれども、人数については23人というところでございます。

以上です。

申し訳ありません、発言の訂正でございます。職員手当等の時間外勤務手当については、1,000時間を予定しているところでございます。

以上です。（「3番目の人数……」と呼ぶ者あり）

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託料の人員でございますが、人員については7名でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 2点だけ、ちょっと聞き漏れたかもしれませんので。

今回は、65歳以上の高齢者が7月までに終わらせるための追加補正ということですね。ということは、8月1日から64歳以下が実施される、説明のときは11月14日ぐらいまでに終わる計画ということで、これにあっても、また追加があると認識しちよっていいのか。今回の予算は、7月末までの65歳以上の方の接種の追加補正ということで、説明がさつき会計年度任用職員は12月までですやらって、どこまでが12月までで、どこまでが7月までなのか。一番最初の説明じゃ、目的は65歳以上の方の7月末までの追加ということで説明されたから、そこをもう少し明確に説明をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 今回の追加補正につきましては、令和3年4月から7月までに、高齢者接種を完了するために発生する経費として追加補正になっております。これにつきましては、接種計画の変更を伴うもので、追加で発生したのものについては、追加で補正するものとなっておりますので、これまで当初の計画で65歳以上の方の当初計画をつくってございましたけれども、人員的に必要、実際に……。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 事業の目的としては、65歳以上の方の接種を7月末までに完了するというので、うきは市のほうも体制整備を整えました。そのための予算なんですけど、これは7月までだけの話ではなくて、今後もその体制を維持するための予算になっております。その金額で国からも認められておるところでございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そしたら、先日全協でもらった補助金追加交付の目的の7月まで

に完了するためじゃなくて、このコロナウイルスワクチン接種が完了するための追加補正、65歳以下の人も全て含んだところを認識してよければいいですか。

○議長（中野 義信君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 目的はあくまでも65歳以上の方の接種を7月末までに完了するためでございます。ただ、そこで一旦体制を元に戻していくよりも、その体制を維持しながら、できるだけ早期にワクチン接種を終わらせたいということで係る費用を、今回、追加補正として上げさせていただいているところでございます。それが全て国庫補助の対象になっているということでございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員、3回目。

○議員（2番 組坂 公明君） 大体了解しました。

新たにとなると、9月定例会前にまた追加補正があるのかというのを確認したかった。8月1日からは65歳未満が今度に対応していくから、目的が65歳以上の7月末までに実施するための追加経費ということで説明されたから、そうすると、9月の定例会前にも8月1日から65歳以下は始まりますから、新たにそれが発生するおそれがあるのかというのを確認したかっただけでございます。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 追加でございますけれども、もともとこの補助金というのが、9月末までの補助金を、当初ですね、所要額調査が来ておまして、補助金の確保をしているところでございます。今回、新たに7月末まで、接種計画の見直しも含めて7月31日までの追加補助金の交付申請をして、補助金の上限額の決定が来ているところなんですけれども、今後、もともとが9月末での所要額調査でございましたので、その接種計画変更以外の追加経費につきましては夏頃、追加経費についてはまた別途所要見込み調査がございますので、新たにまた今後、追加経費が必要になった場合は、そういった補正が必要な場合は、追加経費として補正をする予定となっております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） また確認になりますけどね、全協での報告をメモしているのが、先ほど伊藤議員のやり取りでは、会場が2会場という話でやりましたね。64歳以下ですたいね。これは1会場、るり色というふうに明記しているんですが、その課長の説明だったと思うんですが、その話が全然出てこんから、じゃあ、7月末までは今の2会場、8月に入ってから64歳以下については1会場、そういう理解でよろしいんですかね。まずそれ、明らかにしてください。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 65歳以上の高齢者接種につきましては、接種完了になります7月末までについては2会場で実施をしまして、8月からはり色ふるさと館の1か所での集団接種を予定しております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 分かりました。

それで、予算の関係ですけどね、令和2年の最後の専決だったと思いますが、ワクチン接種の補正予算で今これをやっていますね。これに新たに新年度で追加をなさいます。さっきの1か所も含めて、この事業は一番接種委託料、これは医師会としては分かるんですが、接種会場設営業務委託料の942万7,000円、それから接種事業支援業務委託料3,387万4,000円、この業者はどちらの業者なんですか。これをちょっとまた、補正のときにもまだ当然予算が取れて、契約はそれからだったんですけども、これ今、決まっているし、当然この事業者は変えられないというふうに思うんですよ。事業のですね、特性から。そうすると、随契になるだろうというふうに思うんですよ。その辺は、1か所になっても相当の費用がここに上げられておりますが、それは人件費が主だと思うんですけどね。その辺をちょっと確認を、業者がどういう業者なのか、よかったら業者の名前まで教えてください。

最後に、ワクチンの確保、これはもう、全く問題がないという現状なのかどうか、この点についてお答えください。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 接種業務委託の業者名でございますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種会場設営業務委託料につきましては、株式会社オープンループパートナーズのほうにお願いしているところでございます。

それから、その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業支援業務委託料につきましては、名鉄観光サービス株式会社のほうにお願いしているところでございます。

それから、ワクチンの確保についての御質問でございますが、これについては、現在確定しておりますのが、ファイザー社製のワクチンで、第9クールで7月中旬に納入予定で、4箱が確定しております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 3回目。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） もう、短くですが、今の株式会社オープンループパートナーズ、それから名鉄観光株式会社、これはどちらなのか、東京ですか、福岡ですか。それで、どうでもいいんですけど、これはさっき聞いたように、随契で当然延長するということがいいですかとい

う質問をしましたが、答えがありません。

それと、ワクチンの確保はもう、4箱とか言われてもよく分かりませんが、大丈夫ですかという
ことだけをお聞きしています。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 先ほどの業者につきましては、どちらも福岡の業者で、それから、
随意契約で契約をしているところでございます。

それからワクチンについては、先ほど4箱ということで御説明しまして、4箱が4,680回
分になります。ワクチンの確保については大丈夫ですかという御質問でございますが、これも現
在、国のほうはワクチンは確保しておりますので、接種計画に基づいて早期に接種を終了するよ
うにという指示が来ておりますので、ワクチンは確保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

最後に、歳入についての説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 歳入につきましては、9ページをお開きください。

ほとんど説明必要ないかと思えますけども、15款2項2目民生費国庫補助金、先ほどの3款
3項1目に対する国庫補助10分の10でございます。1,876万円の増額補正でございます。

その下、3目衛生費国庫補助金、補正額6,291万2,000円の増額。これにつきましても、
先ほどの4款1項2目に対する10分の10の国庫補助金となっております。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

先ほどの説明で、11月までに65歳以上だったのが7月末までにということで、あと64歳
以下の方がということでありましたけれども、今後のワクチン接種の予定と、もし64歳以下が
始まれば、先ほど追加予算という、補正予算ということがありましたが、それはほぼ国庫補助が
あるというふうに捉えてよろしいのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） ワクチン接種の64歳からのスケジュールについてでございますけ
れども、スケジュールについては、基礎疾患のある方、60から64歳、50歳代、40歳代、
16歳以上39歳以下という形で接種スケジュールを考えているところでございます。

それから、ワクチンの追加、補助金の関係でございますけれども、先ほど御説明しましたように、今後追加となる経費が発生した場合には追加申請の所要額調査がございますので、補助金で接種事業はできるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 一応歳入のところの質疑をやっておりますので、そういうことでお願いを申し上げます。

歳入について、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

これで議案第36号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は可決することに決しました。

日程第8. 閉会中の調査の申出について

○議長（中野 義信君） 日程第8、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出があつております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（中野 義信君） 以上で、全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決しました。

ここで市長から挨拶の申出がありますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、第3回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

6月11日から本日までの12日間開会をいたしました第3回うきは市議会定例会におきまして、議員各位には、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会におきましては、御審議の過程で追加提案をするなど、議員の皆様に変御迷惑をおかけしましたことを深くお詫びを申し上げます。御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましても、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じます。

先ほど、審議の過程でお話にありました新型コロナウイルスのワクチン接種の状況について、少しだけ報告をさせていただきますと、6月21日現在、昨日末現在で、65歳以上の集団接種の1回目の接種率が55.8%、そのうち2回目の接種を終えられた方が15.5%となっております。これから一般の方への接種も進めていくこととなりますが、まずは基礎疾患のある方、そして60歳から64歳を皮切りに、年代を段階的に分けながら、64歳以下の市民の皆様へのワクチン接種を開始する予定でございます。ワクチン接種を希望される市民の皆様全員の接種を1日でも早く終了できるよう、引き続き努めてまいります。

これからますます暑くなってまいります。議員の皆様におかれましては、健康に十分留意されまして、うきは市の発展のために、今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） 9月定例会の開会日は9月3日金曜日開会を予定しておりますので、報告をしておきます。

これをもちまして、令和3年第3回うきは市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 中 野 義 信

署名議員 櫛 川 正 男

署名議員 佐 藤 裕 宣